居宅介護支援センター城見運営規程

第1条 (目的)

居宅介護支援センター城見は、介護保険法の理念に基づき、老化に伴い介護が必要なものに対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

第2条 (運営方針)

介護保険の被保険者から依頼を受けたときには、介護認定等に関する更新申請に対して必要な協力、地域包括支援センターとの連携に努める。

要支援者、要介護者の心身の状況、その置かれている環境、本人又は、家族の希望を勘案し、利用する居宅サービス等の種類及び内容について、居宅サービス計画を作成するとともに要介護者が自立した、日常生活を営むのに必要な援助に関する技術等を提供することを基本方針とする。

第3条 (事業所の名称)

この事業を行う事業所の名称は「居宅介護支援センター城見」(以下「センター」)という。

第4条 (センターの住所)

センターは、高知市城見町3-12に置く。

第5条 (従業員の職種、職員数及び職務内容)

- 1 管理者1名(介護支援専門員と兼務)
 - (1) センターを代表し業務を総括する。
 - (2) 他の業務との兼務をしても差し支えない。
- 2 介護支援専門員3名以上(1名管理者と兼務)(内 主任介護支援専門員 1名)
 - (1) 要介護者等からの依頼により、居宅サービス又は、施設サービスが利用できるように、市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、介護保険施設等との連携及び居宅サービス計画を作成する。
 - (2) 被保険者からの依頼により要介護認定更新申請の代行を行う。

第6条 (営業日、営業時間)

- 1 この事業は、毎週月曜日から土曜日までとし、祝祭日及び12月30日から1月3日までの年末年始を特別休暇とする。
- 2 営業時間は、8:30 ~ 17:00 までとする。土曜日は 8:30 ~ 12:30 までとする。
- 3 営業時間外の対応 24時間連絡可能な体制を確保

第7条 (居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 1 居宅介護支援の提供方法
 - (1) 利用者の相談を受ける場所 居宅介護支援センター城見
 - (2) 使用する課題分析の種類 MDS-HC2. 0 等
 - (3) サービス担当者会議の開催 居宅介護支援センター城見

- (4) 居宅訪問 月1回とその他、必要に応じて訪問する。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、 要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者 会議を開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむ を得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等によることで差し支えないこと。
- (6) 各サービスの担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共 有することを、サービス担当者会議の目的として明確化すること。
- (7)介護支援専門員は、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回、モニタリン グの結果を記録しなければならないこと。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、要介護更新認定を受けたときはサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について、検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあって は、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。
- (10)介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとすること。
- (11) センターは、指定介護予防支援事業者から介護予防・日常生活支援総合事業の 委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該事業所が適正に実施で きるよう配慮しなければならないこと。
- 2 居宅介護支援事業の内容
 - (1) 居宅介護サービス計画の作成
 - (2) 介護にかかわる相談援助や要介護認定の更新申請手続き代行
 - (3) 給付管理票の作成・提出等
 - (4) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介
 - (5) その他要介護者の自立支援

第8条 (利用料)

- 1 法定代理受領 介護報酬告示額
- 2 法定代理受領外分 介護報酬告示額
- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については、そ の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

実施範囲をこえる片道概ね1 k m~10 k m未満200 円実施範囲をこえる片道概ね10 k m~15 k m未満300 円実施範囲をこえる片道概ね15 k m以上400 円 (消費税別)

第9条 (通常の事業の実施地域)

高知市及び南国市。

第10条 (虐待防止のための措置)

センターは、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のための 次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 センターは、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を 講じ、市町村へ報告する。

第11条 (秘密保持)

職員は、正当な理由がなく事業上知り得た利用者、家族等の秘密を漏らしてはならない。

第12条 (その他運営に関する重要事項)

- 1 センターの会計は他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計年度とする。
- 2 センターには、施設、備品、職員、会計に関する諸記録簿また居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護支援の提供に関する記録簿を完結の日から 2 年間保存しなければならない。

第13条 (就業環境の確保)

センターは、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越え たものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要 な措置を講じるものとする。

第 14 条 (業務継続計画の策定等)

- 1 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援 の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措 置を講じるものとする。
- 2 センターは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変 更を行うものとする。

第15条 (衛生管理等)

センターは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね1年に 1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。

(3) センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

改訂 この規程は、平成21年3月18日から一部改訂する。

この規程は、平成29年9月1日から一部改訂する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改訂する。

この規程は、令和4年4月1日から一部改訂する。

この規程は、令和6年3月31日から一部改訂する。